

審議会等の会議録

会議の名称	令和元年度第2回座間市地域保健福祉サービス推進委員会		
開催日時	令和元年9月27日（金）午前9時30分～午前11時30分		
開催場所	市役所5階 5-2会議室		
出席者	<p>（委員）</p> <p>出席：飛田昭委員、田中誠一委員、中川正行委員、土屋光克委員、鈴木孝幸委員、関伴治委員、佐藤節子委員、鈴木八千代委員、城条洋子委員、土屋暢子委員、長谷川昌夫委員、重松美智子委員</p> <p>欠席：阿部正信委員、佐久間志保子委員、尾崎憲一委員</p> <p>（市）</p> <p>中島福祉部長、上野福祉部参事兼福祉長寿課長、金子福祉総務係長、片岡長寿係長、会田障がい福祉課長、遠入障がい福祉係長、藤井介護保険課長、曾田保険係長、小林地域支援係長</p>		
事務局	福祉長寿課 奥村主事		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 一部公開	<input type="checkbox"/> 非公開
	傍聴人数	0人	
非公開・一部公開とした理由			
議題	<p>(1)座間市地域福祉計画（第四期）の策定について</p> <p>(2)座間市障害者計画（令和3年～5年）</p> <p>(3)座間市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</p> <p>(4)入谷地区住居表示に伴う日常生活圏域の変更について</p>		
資料の名称	<p>座間市地域福祉計画（第四期）について</p> <p>座間市地域福祉計画（第四期）策定のためのアンケート調査</p> <p>座間市障害者計画 第六期障害福祉計画・第二期障害児計画策定までの全体スケジュール表（R1.9.27現在）</p> <p>障害者計画 第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画策定のためのアンケート調査指針</p> <p>自殺対策計画（冊子）</p>		
会議の内容	<p>（事務局）本日は、公私ともに大変お忙しいところを御出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまより令和元年度第2回「座間市地域保健福祉サービス推進委員会」を開会いたします。</p> <p>申し遅れましたが、私は本日の進行を勤めさせていただきます、</p>		

福祉長寿課福祉総務係の奥村と申します。よろしくお願ひいたします。

議題に移る前に、一部の委員に異動がありましたので、御報告いたします。厚木保健福祉事務所保健福祉部長西海昇様の後任として重松美智子氏が6月1日付けで委嘱されておりました。この場をお借りして委嘱状を交付させていただきます。本来であれば、市長が直接委嘱状をお渡しするところがございますが、本日市長が他の公務のため出席できませんので、代理として福祉部長の中島から交付させていただきますことを御了承いただきたいと存じます。

今回の任期は、令和元年11月30日までとなります。福祉部長がお席に参りますので、私がお名前をお呼びしましたら、恐れ入りますがその場で御起立いただきたいと存じます。

《委嘱状交付》

次に、開会に当たりまして、福祉部長の中島より御挨拶を申し上げます。

《福祉部長挨拶》

(事務局) ありがとうございます。それでは、議事に入ります前に御報告させていただきます。座間市市民参加推進条例第12条の規定により、本会議は公開となっておりますが、傍聴人がいませんことを御報告します。

また、本日は阿部委員、尾崎委員、佐久間委員から御欠席との連絡をいただいておりますが、市地域保健福祉サービス推進委員会規則第5条第2項の規定により、委員の過半数の出席により本会が成立しておりますことを御報告しておきます。

また、本日は、高齢者保健福祉計画の策定事業者であるサーベイリサーチセンターの方が1人オブザーバーで参加していることを、予め報告しておきます。

また、本日の議事の進行は座間市地域保健福祉サービス推進委員会規則第4条の規程に基づき、座間市社会福祉協議会 飛田昭会長にお願いしたいと存じます。

(飛田委員) 皆様おはようございます。大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今、御指名をいただきました、社協の飛田昭でございます。それでは円滑な議事の進行に御協力をお願いします。それでは、早速進行していきたいと思えます。議題(1)「座間市地域福祉計画（第四期）の策定について」担当課の説明を求めます。

(事務局) 説明に先立ちまして、説明員を紹介させていただきます。初めに、福祉部長の中島でございます。次に、福祉長寿課長の上野でございます。次に、福祉総務係長の金子でございます。以上が、議題(1)の説明員でございます。

〈福祉長寿課説明〉資料に基づき説明

(金子福祉総務係長) 早速、議題に移らせていただくに当たり、資料の御確認をお願いしたいと存じます。事前にお配りさせていただいている資料は

- ・座間市地域福祉計画（第四期）アンケート素案
- ・座間市障害者計画

を事前にお送りさせていただきましたが、お手元でございますでしょうか。なお、事前に御通知させていただいた開催通知と本日の内容が一部異なる点については、御了承いただければと思います。

また、本日、お配りさせていただいている資料は、次第、委員さんの名簿、裏に座席表が付いています。

それから、

- ・資料 座間市地域福祉計画（第四期）について
- ・自殺対策計画の冊子
- ・障害者計画のスケジュールA 3をお配りさせていただきました。

お手元でございますでしょうか。それでは、説明に移らせていただきます。

本日お配りした右上に資料と書いてある座間市地域福祉計画（第四期）、アンケート素案をお手元に用意していただけますでしょうか。今日は色々議題がありますが、まず地域福祉計画の方からまいります。地域福祉計画は、厚労省の方でも資料1の3番目ポチです

ね。高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画と位置付けられています。資料には、第三期の趣旨を抜粋させていただきました。第三期こんな風に作られていますということで、簡単に読ませていただきます。我が国では、少子高齢化が進み、社会保障費が年々増加する中で、社会保障と税の一体改革が始まりました。介護保険制度改革、子ども・子育て支援法の施行、生活保護法の改正、生活困窮者自立支援法に基づく支援体制の整備が進められています。

本市においては、少子高齢化の進展に伴い、今後増加することが見込まれる一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症の人への支援や子育て世代が安心して子どもを産み、育てられる環境の整備が大きな課題となっています。

こうした中で、市では、平成27年3月に座間市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画を策定し、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立して生活することができる仕組みづくりを進めていくことを目指し、地域包括ケアシステムを構築するための取組を進めることとしました。また、平成27年度に行った第四次座間市総合計画の中間見直しの中では、子育て支援に加え、仕事や生活の各段階における少子化対策を一体的に行うため、施策10「子育て支援」を施策10「子ども・子育て」と改め、地域の輪の中で全ての人が安心して子育てをすることができるような環境の整備を更に進めていくこととしました。

しかし、近年、地域の間人関係の希薄化が進む中で、生活困窮者、虐待・DVなどの被害者、地域で困難を抱えて孤立している人や制度の狭間で取り残されている人、避難行動要支援者など何らかの支援を必要とする人が増加する傾向にあります。

こうした社会状況に対応するためには、行政だけでなく市民の皆さんの支え合いによる地域福祉を更に推進していくことが重要といえます。

本市では、前計画の理念や目標を継承しつつ、各事業を一層充実させるため、ここに「座間市地域福祉計画」（第三期）を策定しました。

本計画は「誰もが安心して暮らせる、ともに助け合い支え合うまちづくりを目指して」を基本理念として、市民、関係機関・団体、行政が、それぞれの役割分担を明確化し、緊密に連携して、本市の

地域福祉を推進していきます。

このような形で第三期、5年前に策定させていただきました。これが来年度をもって終わることから、新たな地域福祉計画を立てるために、ここで市民の皆さんにアンケートをとって、来年度、このサービス推進委員会で協議の上、策定していきたいと思っています。

アンケートの素案に移ります。事前に関係部局に文言の調整をかせせていただいたものを、お手元に配らせていただきました。事前にお配りさせていただいた方ですね。

今回のアンケート、この11月頃に、市民の方3000人を無作為抽出してとって行く方向になっています。アンケート、どこが前回と変わったかという、まず問1ですね。男性、女性だったところに、その他、回答しないを付けさせていただきました。ここにつきましては、市民意識調査という、他部署の方でとる調査があるのですが、福祉政策として、その他、LGBTとか、マイノリティーの方をどんな風にとった方がいいのか、とらなくていいのかということがありますので、ここの男女のところは、皆さまに御検討いただきたいと思います。

続きまして、問3にあなたが住んでいる地区は次のどれですか。のところを15番入谷東地区をいれさせていただきました。裏面、2ページに移ります。問8(1)障害者福祉を障害児者に直しています。

4ページ、あなたは毎日の暮らしの中でのところに、住まいに関することをいれさせていただきました。問13、5ページですね。失礼しました。高齢者の住まいの問題、住まいに関することの相談を入れさせていただいています。

問14設問11のところを変更しています。障害者相談支援事業所に変更しています。これまでが地域活動支援センターでしたが、今はこういう言い方はしないということで、障福から指摘を受けて、変更しています。※3の説明もこれに伴い、変更しています。

続きまして、6ページをお開きください。あなたの普段の生活の中で、障がいを理由とする不当な差別的取扱いがあると思いますか。という設問項目ですが、以前は障害を理由として差別や偏見があると思いますかというところですが、でしたが、差別解消法が制定されていますので、これに伴って変更しています。

ページ6問19、問20を新たに追加させていただきました。市民後見が始まっていますが、地域福祉計画では、権利擁護を柱を立てて計画を立てていきたいと思っていますので、追加しました。聞き方や設問の仕方についても、御意見をいただければと思います。

7ページに移ります。問23の災害などの緊急時に・・・のところですが、これまでは要援護者という言葉を使っていましたが、今は避難行動要支援者という言葉を使うので変更しています。9ページ、問28の続きですが、4番ですね。障がいのある方をのところですが、説明を家事援助、外出付添い、手話・要約筆記、点字などに変えています。

それから、9番避難行動要支援者に前回の質問から変えています。新たに10番を追加しました。誰もが立ち寄れる地域の居場所を作る活動。設問の内容があなたは座間市に今後、どのような活動が必要ですかのところに追加しました。

引き続き、10ページを御覧ください。問30の(1)設問2の方ですね。こちらの方も先ほどの設問項目と一緒に、障がい福祉課の指摘により、障害のある方を支援する活動、中身の文言を家事援助、外出付添い、手話、要約筆記、点字等に修正させていただきました。

11ページを御覧いただきたいと思います。問33番の方ですが、私の方で間違いがありまして、4番から黒矢印がありまして、問32へとありますが、問34の間違えです。大変失礼しました。

問33の(1)のあなたは福祉サービスの情報をどこから入手していますかのところは、6番の項目は地域活動支援センターから、障害者相談支援事業所に変えています。それから、12ページを御覧ください。11ページからの続きですが、問34あなたは座間市で生涯を安心して暮らしていくためにはどのような福祉のあり方が大切だと思いますかの項目のところですが、設問13番、働くことを通じて、社会参加を充実させるという一文を追加しています。問35番、社会福祉協議会は様々な福祉問題の解決に向けて活動や支援を行っていますが、社会福祉協議会の行う活動、支援として今後充実してほしいのはなんですかという項目ですが、文言の整理が必要だと思っていますところです。気軽にとありますが、福祉総合相談の充実とあります。福祉総合相談という言葉が難しいかな、どこまでを総合とするのか。相談の充実の方がわかりやすいかなと思っ

ています。問36の8も同じ項目です。気軽に相談できる福祉総合相談の充実ですが、気軽に相談できる相談場所の充実みたいな形の方がよりいいかなと思っています。

(飛田委員) 35、35になっている。

(金子福祉総務係長) 35、36です。失礼しました。36の8番も福祉総合相談という言葉を使っているんですが、これについては、相談場所の充実とか。相談は、どこからでも入ってくるかわからない。特に、市はつなぐシートとかで庁内横断的につなぐことに力を入れていて、どこからでも相談が入ってきて相談場所につながることを目指していますので、気軽に相談できる体制の充実とかそういう形がいいかなと思っています。

以上が変更点と皆さんに議論していただきたいところをお示しさせていただきました。変更点や御意見、もっとこういう風にしたらという御意見をいただきたいと思うところと、特に問1ですね。それから、問35、36の相談のところはこの場をお借りして、皆さまの御意見をいただきたいと思うところです。会長よろしく申し上げます。

(飛田委員) 議案1(1)について説明をいただきましたが、御意見、御質問のある方は挙手をお願いいたします。特に今、重点項目ということで、説明がありましたので、内容について改善等意見がありましたらお願いします。

(佐藤委員) 内容はとても素晴らしいと思っています。非常にいいと思います。このアンケートをするのに何分ぐらいかかりますか。

(金子福祉総務係長) そうですね。年代20代以上の方3,000人という形で、無作為抽出をするつもりなので、年代の方によるのかと思う。おそらく20代の方と80代の方では違うのかと思っていますので、できる限り、負担感がないような形で、設問数を限ってやらせていただきたいと思っています。過去からの継続アンケートなので、あまり設問数を変えると、市民の方の意向の変化がつかみ難くなってしまうのかなと思っていますので、なるべく変えない形で

やらせていただくのが、いいのかなと思っています。

(佐藤委員) すごく読みやすく、理解できると思います。

(飛田委員) 他に何か。

(城条委員) 問1ですが、性同一性の方の関係ですが、そうしたら回答しないだけでいいのではと個人としては思います。

(金子福祉総務係長) 他の方も御意見をいただければ。

(田中委員) 関連してですが、座間市の婚姻届けは性同一性障害の方の婚姻届けを認めていますか。渋谷区は認めていますよね。認めているのであれば、そういう形が正しいですね。行政として認めていないのであれば、アンケートに取り入れるのはいかがかな。

(金子福祉総務係長) 現在取り入れていない。今のお話では、逆に男女だけの方がいいのか。

(田中委員) アンケートだから、市として受け付けていないものを聞くのは難しいのかと思う。

(金子福祉総務係長) 気持ちの配慮の部分が大きいのかと思うのと、それでもやっぱり福祉自体は配慮の施策だと思うので、その方の気持ちになって立場になって考えることが基本にある。法的なものも大きいですが、そういうことも大事にしなければと思っています。一方で、アンケートをとる上で、この後、障がいの計画や高齢の計画の説明があるのですが、地域福祉計画と視点が違うので、地域福祉計画では、地域でどうやって見守り合って、助け合って、地域共生社会実現があるので、男性の地域における位置付けと、女性の地域における位置付けと少し異なるのかと思う。他の施策では、男性だから、女性だからとはないと考えもあるかなとか、同じ福祉の施策の中でも違うかな。地域福祉計画としてどういう取り方がいいのかは、こちらとしてもすごく悩んでいるところもあるので、率直な意見をこの場をお借りしていただきたいなと思うところです。

(土屋暢子委員) 私は、さっき城条さんが言われたようにその他は知らないかなと思う。自分がそういう立場だったら、自分が女なのか男なのかどちらかを選ぶと思うし、そうでなければ、回答したくないを選ぶと思うので、その他は知らないかなと思う。

(土屋光克委員) 自分の歯医者の間診票では、男と女しか書いていないのですが、そういう方は何も丸をしない。それを出してきて、こちらで配慮している形なので、回答しないを選ぶのか。どういう方がその他を選んで、どういう方が回答しないと選んだのか、その考えを聞きたい。

(金子福祉総務係長) 市民意識調査がもともとあって、このアンケートを他部署でやっているものを設問項目をそのまま取り入れてみたんですが、これまでは男女しかなかったものを、新たにこういう聞き方をしている調査があるということで、入れてみたというところです。そこは、男女共同参画も持っているところなので、そういう視点で聞いているのかなと思う。

(鈴木八千代委員) 自分はアンケートをもらった見た時に、その他ってなんなんでしょう。ときっと思うと思うので、知らないかなと思う。

(遠入障がい福祉係長) 発言の紹介を受けていないのですが、補足をさせていただければと思います。私は、障がい福祉課の前に戸籍住民課で仕事をしていました。住民異動届には、男性・女性欄があるのですが、答えたくない方に、必ず答えてくださいとは言いません。やり方としては、わかりましたと、問答せずに次に続けていきます金子係長の方で市民意識調査と言っていますが、市民意識調査は、広聴人権課とあって、人権に携わる担当部署のアンケートとなります。そこの係長に私も確認しましたが、やはり人権に配慮する担当部署として、男女欄にその他と回答しないを付け足したと伺っております。

福祉部については、地域福祉計画は上位計画ですので、高齢者福祉計画と障害者計画については、この後、説明するつもりでした

が、地域福祉計画と同じようにさせていただければと思っています。また、アンケートに男性・女性といった性別欄が必要かどうかということも当然含まれると思っています。

(飛田委員) 遠入係長の方からも話がありましたが、その他に皆さんの方であればと思いますが。

(長谷川委員) 自分なんかにくるやつにも、このように書いてあります。男性、女性、その他、回答ないとあるものが、だいぶあります。新聞社のアンケートとか。

(金子福祉総務係長) 主観になりますが、「その他」という、自分がその他になってしまう。そこを委員さんが言っていたと思うのですが、その方はその他ではないので、選択肢の中に「その他」はないのかなと思います。その他という言葉の意味が違うのかなと思うところです。

(中島部長) このことだけで議論すると時間がなくなってしまうので、今、委員の皆さんからいただいた意見が率直な御意見だと思いますので、他の部署ももう一度検討させていただいて、まず、わかりやすいということが第一だと思うので、それを含めて、今、金子がくしくも言っていますが、答えるに当たってその他って何よと自分が考えてしまうのはよくないのかなと思うので、その辺、男女、その他、回答しない。というのは、後段のアンケート項目に大きく影響がある部分ではないのですが、配慮の部分はどうしようかということですので、こちらで検討させていただきます。すみません。ありがとうございます。

(飛田委員) ペンディングということで。

(鈴木孝幸委員) その他と回答しないと二つあるのがおかしいので、その他をなくして回答しないだけにすればいいと思います。以上。

(飛田委員) 意見があるということで、再考いただけるということでしょうか。

(中島部長) はい。

(飛田委員) よろしくお願ひします。次は、項目的にまだまだいっぱい出てくるんで、先ほど、金子係長から発言があった、入谷地区の住所変更は御理解いただけますね。8の障がい者の関係で、問8の関係ですが。

(中島部長) 地域の相談支援センターは限られているので、大卒で相談支援の事業所というにさせていただければと思います。

(飛田委員) 地域福祉、地域の支え合いという感じですか。

(中島部長) 地域活動支援センター前回のアンケート項目ですが、これは一業種の事業所の名前になっているので、どこに相談しますかということでは、相談支援事業所ともう少し広くさせていただきました。

(飛田委員) 続いて13番の9番、住まいに関する事について皆さんの方からの御意見を伺いたいと思います。住まいに関する事はいいですか。次に14番は先ほどと同じですね。18番の内容の整理ということで説明を受けたのですが、それでいいですか。

(金子福祉総務係長) 法改正に伴うものです。

(飛田委員) 皆さんの方でよろしいですか。次は、28番かな。

(金子福祉総務係長) 19、20については、成年後見制度のところを今回、追加させていただきましたが、どういう聞き方がいいのかは内部でもかなり考えているところではあるのですが、例えば、どういうところに相談できるか知っていますか。でもいいのかとか、自分の財産を誰か相談できる人がいますか。ここは、こちらでも今、アンケートをとってくれる事業者の方にも設問を考えてもらっているところなので、ここは預らせていただければと思うところなんですけど、どうでしょうか。逆に御意見があればいただきたい。

(土屋暢子委員) 成年後見人は、言葉は知っていても、内容がよくわからないという人もいると思うので、利用できるか知っていますかというところにも、その後のところにも、内容がわからないという項目を付けていただければと思う。

(金子福祉総務係長) 設問や答えのやり方については、一度預からせていただいて、そもそもわからないのではないかという御意見ごもつともだと思しますので、その辺も取り入れながら、設問と項目を考えていきたいと思えます。

(飛田委員) 次は。

(金子福祉総務係長) 23番になります。文言調整です。

次が9ページ、問28のところ。特に10番の追加項目を付けています。誰もが立ち寄れる地域の居場所をつくる活動。座間市が今後、どのような地域が必要かというところ。イメージ的には、サロンとか、コミセンとか、地域の方が集えるような場所です。

(飛田委員) いいですか。誰もが立ち寄れる地域の居場所を作る活動。地域サロンとかだいぶ増えていますから、そういうものを創設するという考えで捉えているのかな。

(重松委員) 他のところみたいに括弧内に何とかなど入れるとわかりやすくなるのかな。

(金子福祉総務係長) ありがとうございます。具体の例をですね。

(飛田委員) 次は。

(金子福祉総務係長) 次30の(1)は障がい福祉課の意向を受けて、文言調整をしています。33の(1)ですが、部長から説明しました、地域活動支援センターを相談支援事業所に変えています。34が設問項目13を追加しています。

(飛田委員) 35 ということで

(金子福祉総務係長) 35、36の福祉総合相談という言い方ですね。

福祉総合相談ですという打ち出し方が難しい。気楽に相談できる体制の充実の方がいいのかと思っています。

(鈴木孝幸委員) ここで違和感を感じたのは、社会福祉協議会と指定するのはどうなのか。もし、社協がやるアンケートなら入れればいいと思うのですが、ここは、色んな他にも福祉のことをやるところがあると思うのですが、ダメとまでは言わないのですが。飛田会長を前に。

(飛田委員) 福祉に携わっているのはたくさんある。だから、社協だけを特定の指定というのではなく、総合的に、いろんな形で取り組んでいるところはあるのですから、社会福祉協議会だけと特定の名称をない方が僕はいいと思う。具体的には、名称は難しいと思うけど。

(金子福祉総務係長) 前回は聞いていたんですが、おそらくなんですが、この地域福祉計画の中で、社協の活動と連携補完する形になっている。地域共生社会の実現では、社協さんは法律に基づいている団体で、地域をつなぐ役割を担っていただいているのが社協さんなので、ここでは、今まで設問項目をとってきたのではないかと思います。ただ、市民の方が読んできた時に、なんでいきなり社協さんが出てくるのかなというところは、確かに、今、いろんな事業所さんも地域と連携して、公益事業みたいな形で色々やられているので、そういう意味で、社協さんだけを出すのに違和感があると言われるのは。

(飛田委員) 入れるんだったら、福祉の関係は社協にお任せだよというのがあったと思うけど、今、福祉政策は全体で考えていかないといけない。ですから、別に社協にこだわることはないと思うから、字句を考えた方がいいかな。それこそ、鈴木さんはベテラン中のベテランだから、いろんなアイデアがある。

(鈴木八千代委員) ここにいらっしゃる方は、社会福祉協議会をすぐにピンときて、御存じだと思っけれども、20代の方からアンケートをとるわけですね。市民の方の中には社会福祉協議会って何。という方もいると思うので、社協をどんと前に出して、社会福祉協議会はこういうところですよと出した方がいいと思います。

(金子福祉総務係長) 社協さんはこういう活動していますと注釈がないと、私の勝手なイメージでは、社協さんは知らないうちに関わっていると思う。子どもはお祭りに行くと、地区社協さんがやっている、のちのち、大人になって関わって、これは社協の活動なんだとわかってくると思うし、色々な見守りもすごく積極的にやっただいていますが、誰かがやっただいてるんですが、社協とわからずに関わっている方が多いのかなと思う。そういうイメージがある。それが本当に社協さんの事業としてやっているかという認識自体は、一般の市民の方はそういう認識はないかなと思うので、出すとしたら社会福祉協議会はこんな取組をしています注釈を書かないとわかりにくいかなと思います。

(鈴木孝幸委員) 文言の整理をさせてもらったのですが、様々な福祉問題の解決を行っている団体がありますが、今後、充実してほしいのはどれですか。と、社会福祉協議会を抜いて、文書を作ったら、これでいけるのではないかと思いました。特定の社協どうこうじゃないのですが、色んなことの中で、いけると思います。はい。

(中島部長) これを元に何の項目ができるかによって違うと思う。だから36は行政が何をすべきか、それと対比してわかりやすいのは、35は地域が何をしてほしいかという対比をした方がいいというのが鈴木委員の御意見だと思う。前回からの、統計的なもの。指標の比べ方がどうなっているのかにもよるんだけど。

(田中委員) 鈴木さんの言うことはいいんだけど、どこかが抜けてしまっている。地域団体がということですかね。社会福祉協議会から連想するのは、地域の社会福祉法人というか、そんなものがわかりやすいかな。主語をしっかりしないといけないと思う。

(城条委員) 社会福祉協議会の説明は5ページにあるので、アンケートをやっていくと理解できると思うので、田中さんが言われたように、社会福祉協議会だけではなく、大まかな形で聞くのは一つの方法かなと思います。

(飛田委員) 35は行政に関してと言っているわけだから、包括的な団体名を出さなくてもいい。要するに35の場合どうですかということ。

(佐藤委員) 今、城条さんの意見に賛成しています。5ページの※印に社会福祉協議会と説明があるので、差し支えないと思います。

(中島部長) そういうことを踏まえて、何を指標として出したいのかということをお我々が決めないといけないところだと思います。それを踏まえて、35については再度検討したものを、市民の方にお配りさせていただきたいと思います。

(飛田委員) 35については再度、行政の方で担当の方でまとめて。

(鈴木孝幸委員) 35番と36番を入れ替えて、順番をですよ。最初に行政のやることを聞いて、後に社協なり、民間の福祉団体がやることを聞いたらわかりやすいのかなと。読み込みして思っただ意見ですから。

(金子福祉総務係長) きちんところらの方で精査して、どうい出方方がいいのか考えていきます。

(土屋暢子委員) 内容ではないのですが、一番最初のところに、発方法2(カ)ですか。発送にかかる費用は受託者が負担するとあるんですが、郵送で送るのにかなり金額がかかると思う。回収率が55パーセントとありますよね。

(金子福祉総務係長) 受託者は市民の方ではなくて。

(土屋暢子委員) 市民の方の費用は。

(上野福祉長寿課長) 受託して実施するので、委託の事業者ということ
です。

(鈴木孝幸委員) 全体としてこの部分で質問していいですか。このアン
ケートの用紙はA4で、その中で文字の大きさはどのくらいです
か。

(金子福祉総務係長) 12ポイントかな。11だと小さいかなというの
で。

(鈴木孝幸委員) 12ポイントだったらいいかな。

(金子福祉総務係長) 11ページにわたって、36問を答えていただく
という形になっています。もう一度精査しますが、幅広い年代の方
に調査しますので、見やすさや特に注意していきたい。

(鈴木孝幸委員) 見やすいのは、丸ゴシックの方が。字が潰れすぎな
い。留意していただければと思います。

(金子福祉総務係長) 見やすさとしては、事業者とも精査して、今、丸
ゴシを御意見としていただきましたので。

(中川委員) 3,000人の対象者については、なんパーセントを対象
としたのか、絶対数で決めたのか、20以上が何人だから、3,0
00人と決めたのか。

(金子福祉総務係長) すみません。単純に前回のアンケートが3,00
0人だったので、3,000人がいいかなと思ったところです。2
0歳以上の数字は、調べてこなくてすみません。手持ちでなくてす
みません。ただ、本当になかなか何が妥当かというところは難しい
と思っていて、少しずつ人口は減少はしていますが、高齢者は増え
ているし、何が妥当は本当に難しいと思っていますが、前回、前々
回同様、3,000人という形でとるのが、今は妥当だと考えてい

ます。

(曾田保険係長) 110,000人。昔の有権者数が110,000人。

(金子福祉総務係長) 全人口が130,000弱、130,000、110,000人が20歳以上。

(田中委員) 自殺対策計画をみると、19歳以下が男性が書いてあるので、20歳以上が80パーセントを超えているというのがわかる。

(金子福祉総務係長) 地域福祉計画は終了させていただきます。今後、アンケートについては、この場で御報告させていただきますので、よろしくをお願いします。

(飛田委員) 次に、議題(2)「座間市障害者計画について」担当課の説明を求めます。

(事務局) 説明に先立ちまして、説明員を紹介させていただきます。初めに、福祉部長の中島でございます。次に、障がい福祉課長の会田でございます。次に、障がい福祉係長の遠入でございます。以上が、議題(2)の説明員でございます。

(会田障がい福祉課長) 先ほど、お配りさせていただきました、自殺対策計画ですが、皆様に御審議いただきまして、やっとできあがりしました。少し遅れてしまいましたが、お配りさせていただきます。皆様に色々な御意見をいただきましたので、ここで、お礼を申し上げます。この計画に基づいて、自殺対策計画を進めてまいります。本当にありがとうございました。

では本題に入ります。本日は、座間市障害者計画 第六期期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画の改定に係るアンケート調査について、御審議いただければと思い提案させていただきました。説明に入る前に、障がい者福祉の現状を少しお話しします。

身体障害者手帳の交付状況ですが、昨年3月末は3,698名でし

たが、今年3月末では3,677と、少し減少傾向にございます。ここ2・3年、減少傾向にあります。それに比べて、療育手帳ですが、昨年3月末で、950人、今年3月末で、1,051と増加しております。精神障害者保健福祉手帳についてですが、昨年3月末は、1,216名、今年3月末は、1,307名とやはりこちらも増加しております。知的の障がい者の方と、精神障がい者の方が、年々増加している状況でございます。障害者福祉費ですが、今、平成30年度の決算を議会で審議しております。来週の9月30日には本会議にて議決となる見通しで、議決をもって確定となりますが、平成30年度決算は30億を超えております。ここ1、2年は毎年、1億から2億の増額を続けておまして、平成28年度は26億越え、平成29年度は28億超え、平成30年度にいたっては、30億を超えている状況です。このほとんどは、扶助費とあって、障がい福祉サービスの利用の利用料の増加が多いものとなっております。特に障がい者のグループホームが増えております。平成28年度まで5か所であった、障害者のグループホームは、平成29年度に1か所、平成30年度に4か所、今年度は2か所新設されており、それに伴って、市内の方の利用者が増加しております。また、障がい児のサービスでは、放課後等デイサービス事業所が非常に、増えております。特にこの障がい児のサービスは手帳を所持していなくても、医師の診断書等で利用可能なことから、発達に心配がある児童の利用が年々増加している状況です。これらのことから、障がい者の地域生活支援のため、必要な事業所が増加し、必要な施策展開が進められていることと考えてございます。

では、障害者計画 第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画についてです。もともとこの障害者計画は、平成18年度に第一期を作りまして、今回、第六期として、令和3年度から令和5年度の3年間の計画となるのですが、それに先立ち、令和元年度にアンケート、来年度に第六期の計画を策定する予定でございます。障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく計画で、障害者施策全般について、その理念・方法を策定するものです。障害福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項」、いわゆる障害者総合支援法と言いますが、これに基づくものです。障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の

20第1項に基づくもので、今回は第二期として組み込むものでございます。障害福祉計画、障害児福祉計画は、サービスの具体的な数値目標を策定するもので、国の基本指針により3年ごとの策定が定められておりますので、本市におきましては、障害者計画もこれに合わせて作っていくものです。そのために、これから、アンケートを行っていくようになります。

そのアンケートについて、障がい福祉係長の遠入の方から説明させていただきます。

(遠入障がい福祉係長) 障がい福祉係長の遠入でございます。まず、予め送付させていただいております指針について、少し訂正がございますので、先に御案内いたします。「1 調査目的」の5行目、第五期計画とありますが、第五期のままになっています。第六が正しいです。

続いて、「2 調査対象者」の4行目から5行目にかけて、「座間市高齢者保健福祉計画第8期介護保険事業計画」とありますが、座間市高齢者保健福祉計画のあとに「中点」が入ります。

続きまして、「3 調査実施時期」の4行目に集計分析作業とありますが、ここに令和2年2月が正しいのですが、年がもう一つ入ってしまいました。大変申し訳ございませんでした。続いて、裏面の「5 その他」のところなのですが、5行目、印刷上は「場ば」ではなく、「上 うえ」の字が正しいものとなっております。何か所も訂正があり、申し訳ございません。

それでは、計画策定について御説明いたします。障害者計画 第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画とタイトルが非常に長いので、この場では「障害者計画」と略して御説明させていただきます。追加で、本日、お配りしました、A3横の「全体スケジュール表」を御覧ください。「四角の1」、障がい福祉計画策定委員会、作業部会とございます。これは、来年度の話となりますが、貴重な生の声が聴けるよう、市内の障害者団体8団体、障害者支援施設8事業所で構成をさせていただくつもりです。そして、3年前と同じように、個別ヒアリングさせていただければと思っておりますので、是非、障害者団体、障がい者支援事業所に御協力をいただきたいと思います。ちなみに、障害者団体は、身体障害者協会、視覚障害者協会、聴覚障害者協会、手をつなぐ育成会、自閉症児・者親の

会（座間やまびこ）、重度心身障害児者保護者ネットワークゆいまー、精神保健福祉促進会（サポート座間）、腎友会と8つの団体がございます。

障がい者支援事業所は、基本的にサービス利用の多いところから選出していますが、アガペセンター、慈湧会、ルーツ、介護サービスてまり、障害者入所施設建設促進会、宝島、ワーカーズコレクティブこかげ、小規模障害者施設等連絡協議会と8つ団体で構成させていただきました。

続いて、「四角の2」です。障害者計画策定委員会です。庁内で障がい福祉の関連のある9課とありますが、これは、市が実施する障害児・者に関する事業内容を検討するところです。実際には十を超える課が関係するのですが、その代表的な9課で集まって、こういった施策展開をしてはどうかと話し合う場でございます。

続いて、「四角の3」でございます。地域自立支援協議会です。これについては、障がい福祉に特化した協議会でございます。障害者計画の進行管理、評価、見直しをお願いしている機関でございます。委員は、障害者支援施設アガペセンター、小規模障害者施設等連絡協議会、慈湧会、市社会福祉協議会、ハローワーク、県央地域就労援助センター、座間養護学校、障害者団体連合会、専門機関として、厚木児童相談所、厚木保健福祉事務所からも御協力をいただいております。後は、医療機関として、相模台クリニックも入っております。

「四角の4」、これが、本日の皆様となりますが、地域保健福祉サービス推進委員会、位置付けとしては、障害者計画の全体的な調整をお願いしており、計画の諮問・答申機関となっております。では、全体という、一番上の欄を見てください。今年度にアンケート調査を実施しまして、3月中に冊子として、製本したいと考えております。来年度には、国・県からの通達・依頼がまいりますので、個別ヒアリング等を通じて、計画を作成させていただいて、11月の予定ですが、皆様に報告をさせていただいて上で、パブリックコメントをかけていきたい、令和3年の2月に最終案ができればと思っております。

では、続いて、先ほど訂正させていただいたアンケートの調査指針について、お話しいたします。「1 調査目的」については、課長の方から説明があったかと思っておりますので、省略させていただきます。

す。「2 調査対象者」につきましては、前回、3年前と同じ、2,000名に対してアンケート調査を無作為抽出にて、やっていたいと思っております。先ほど、質問があったかと思うのですが、今回、調べてきていなくて、覚えている限りですが、障害者手帳をお持ちの方は座間に5,000から6,000人位います。統計処理上、何パーセントの方から調査すれば良いのか、調べたことがあります。確か700人程度で良いという結果がでたと思えます。本来、700人程度でも統計が取れる、ところですが、実際には2,000名に対して調査をします。これより少ないと、統計上、問題かと思えますが、2,000名と多いので、より質の高いものができると思っております。

「調査対象者」のなお書きにございますが、同時期に地域福祉計画の関係、またすぐ後に高齢者計画の関係でアンケート調査があります。調査を受ける方の負担も考えて、可能な限り、重複しないようにしていきたいと思っております。

「3 調査実施期間」でございます。先ほど来年の3月頃に冊子にしたいと考えておりますと申し上げたかと思えます。後ろから考えて行くと、11月の中旬には発送して行きたいとなりますので、分かり易く、11月11日に発送して、11月30日を期日にしたいと考えております。また、ここにお礼状兼督促状という欄に※書きがされております。これについて、説明をさせていただきます。指針の後ろのページに回収率とあります。前回3年前は50.6パーセントだったのですが、もう一つ前の回収率は、55.2パーセントでした。3年前のサービス推進委員会に出席したときに、「どうしてこんなに回収率が下がったのか」、「高齢者の計画と比べても、ちょっと低いのではないかと」と、との御指摘がありまして、その後、研究をさせていただきました。そして、お恥ずかしいのですが、高齢者の計画を見た時に、この「お礼状兼督促状」を「障害者計画」は、出していないことがわかりました。11月11日に発送して、10日後くらいに、この葉書を送りたいと思っております。

「御協力いただいた方には感謝を申し上げ、もし、お手元にあるようでしたら、投函してください。」という内容になります。これにより、前回、50パーセントそこそこの回収率でしたので、これを上げていきたいと思っております。続いて、裏面に入ります。「4 調査書」でございます。身体、知的、精神と三障がいあり、同一の

設問で行きたいと思っているのですが、精神の方については、入院歴や服薬等の質問がありますので、これを身体、知的の方にしてしまうと、設問数が増えてしまうので、「身体、知的」で一葉、「精神」で一葉として調査書を作って行きたいと思います。また、身体、知的、精神の全ての設問にルビ、ふりがなを付けます。これは、障害者計画の推しているところです。また、身体・知的の調査書の全てに、視覚障害者に配慮させていただき、SPコードを印刷していきたく思っております、QRコードのようなものが、右下につきまして、専門の機械を使うと、読み上げができるというものです。ここにも※書きがございます。サービスの利用状況を伺うページがあります。前回の調査時に、市民の方から問合せを受けております。内容は、自分が使っているサービスはわかるのですが、使っていないサービスのことを聞かれてしまうと、何が何だかわからないと御意見でした。このため、今回は、サービスの一覧を別添にしたいと思っております。別添にする理由は、調査書に入れてしまうと、提出するとき、一緒に市役所に送ることになってしまい、手元に残らなくなってしまっているのですが、別添にしておけば、送らなくて済むので、手元に残り、今後の利用に繋がると考えております。現在、まだ作っている最中なのですが、A3見開き一枚ページ位にしていきたく思っております。続いて、「調査内容」ですが、ここは前回、3年前と同じ内容となっております。これは今までの流れ、動きを見たいものですから、変えてはおりません。「5 その他」に進みます。地域福祉計画もそうなのですが、前回のアンケート調査では、関連する設問であっても、次の設問に行くと、問8から問9といったように続けてしまっていたのですが、今回は、関連する設問があれば、問8、問8-1と続くように、今、委託の事業者と練っているところです。これにより、最後のページを見た時に設問数が50問あったものが、28問になるので、心象が少し違う、また、関連する質問であるかが、わかるようになるので、変えて行きたいと考えております。

もう一つ、指針に書いていないのですが、前回のアンケート調査で一番、御要望の多かった内容が、返信用封筒の事です。調査書はA4サイズで送ります。当然、返信用封筒はお金がかからないよう受取人払いにするのですが、サイズが「長3」といって、A4を三つ折りにして入るサイズでした。調査を受けた、障がい者の方

で、握力が弱い方から、「三つ折りにするのが大変。調査を障がい福祉課以外のところがやるのなら良いのだが、障がい福祉課が、握力が弱いを知っているのに、それをさせるのは、失礼な話」とのお話でした。無作為抽出なので、一人ずつ、調べて、状況を確認することはしていない、ということはお話しさせていただいたのですが、それでも可能な限り、次回は、改善しますと約束しました。それを受け、今回、A4がそのまま入るサイズとしました。その半分の大きさでも良いかと思ったのですが、一般的なサイズではないことから、かえって費用が上がってしまうので、A4サイズの返信用封筒としました。これにより、回収率が上がればと思っておりますので、次回、皆様に報告させていただきます。

最後に調査書の変更点です。お住まいの地区に「入谷東」を入れる、働いている方への質問で、「公共職業安定所」を「ハローワーク（公共職業安定所）」の方が一般的かと思いますので変更したいと思えます。平成30年4月から新サービスが二つ始まっておりますので、サービス利用状況のところで「就労定着支援」と「自立生活援助」を追加させていただききたいと思えます。次の福祉に関する情報を得る質問の回答欄とあります。先ほどの地域福祉計画と同じなのですが、地域活動支援センター等と設問に出ております。先ほど、部長が説明いたしました、地域活動支援センターは、サービスの一つということになりますので、これを、障がい者支援施設や福祉関連施設と変更します。また細かいところなのですが、自由意見欄のところに障害福祉施策「しょうがいふくしせさく」とふりがながふってあるのですが、しょうがいふくししさくとふりがなを変えたいと考えてございます。駆け足となりましたが、以上で私の説明は終わりとなります。

(会田障がい福祉課長) 今、遠入の方から、レイアウトの工夫、その他変更点を説明させていただきました。まだ、変更の余地もあると思えますので、今日、ここで無くても、何か御意見がありましたら、どうぞ、御遠慮なく、私どもの方に御連絡いただければと思えます。

(飛田委員) 今、会田課長、遠入係長から御説明がありましたが、皆様から、こうした方が良いとか、御意見がありましたら、伺いたいと

思いますが如何でしょうか、

(鈴木孝幸委員) 二つあります。一つは、SPコードとありますが、これ、SPコードではなく、音声コードにしてもらいたい。というのは、SPコードというのは、昔、出たものですので、音声コードにして、一般的に読めるものにしてもらいたい。

それから、調査書ですが、身体障害と知的障害が一緒になっているのはわかりましたが、全部にルビ振りというのは、知的の方が自分で答えたり、読んだりすることが、できるようにかと思うのですが、逆に読みづらい人も出てきてしまうのではと思います。

1,500と500の中でルビを振るのは、知的の方だけの500にして、身体の方の調査書にはルビは無くても良いのかなと思います。また、音声コードを振るのであれば、ルビが振ってあると、障がい者、しょうがいしゃ、しょう、しょう、がい、がい、しゃ、しゃと読み始めてしまうので、ルビ振りのないやつに音声コードを付けてもらいたい。もう一つ、高齢者が多いと多いと思うのですが、先ほども同じ質問をしましたが、12ポイント以上の字の大きさにしてはどうかと思います。

(遠入障がい福祉係長) 御意見、ありがとうございます。まず、ポイントについては12、13ポイントを基本として、ところによっては14ポイントを使用していきます。あと、先ほどの話に出ていたのですが、丸ゴシックのような字体が見やすいと伺っておりますので、変更していきたいと思います。

音声コードについては、不勉強で申し訳なかったのですが、ルビを振ると二重に呼んでしまうのですか・・・これは、委託の業者とも相談して検討していきたいと思います。で、身体と知的で調査書を分けてしまうと、三葉となってしまうため、経費がかさんでしまいますが、これも併せて、委託業者と相談していきたいと思います。身体の方は、ルビがあると読みづらいということですか・・・

(会田障がい福祉課長) 分けることも検討しましょう。

(鈴木孝幸委員) あくまで意見ですから、検討していただければ良いですよ。

(飛田委員) ほか、いかがでしょうか

(遠入障がい福祉係長) 男女欄につきまして、地域福祉計画のところで、検討することで決まりましたが、障がい者計画については、地域福祉計画に合わせる形で検討していきます。

(飛田委員) そうですね。統一してください。

(土屋暢子委員) アンケートの中身もよろしいですか。

問5のところにお住まいの地区とありますが、この調査は座間市民に送るのではないのですか。

(遠入障がい福祉係長) 市内の方に送ります。

(土屋暢子委員) そしたら、「市外」という項目は、要らないのでは？

(田中委員) グループホームがあります。また、一時的な住まいの方もいらっしゃる。老人ホームや障がい者施設は、住所を自宅にする場合や施設にする場合があります。ただ、入院の場合は、居住地ではないので、居所を動かすことができないので、住所は市内に残り、本人は市外に居る場合があります。

(遠入障がい福祉係長) 今回のアンケートは転送不要ではありません。

住民票がそこにあったとして、他市のグループホームに居る場合で転送依頼がされている場合も想定しています。

(土屋暢子委員) わかりました。

(中川委員) 1 ページの問4、性別を伺う欄なのですが、先ほどの地域福祉計画でも問題になっていましたが、どうするのですか

(遠入障がい福祉係長) 同じ福祉部の計画で、地域福祉計画というのが、上位計画にございます。地域福祉計画が議題のときに議論し、市で検討することになりましたが、障がい者計画だけ、違うように

するつもりはありませんので、検討して、地域福祉計画に合わせることにします。

(飛田委員) 先ほどの続きとなるが、今、この場で結論は出さずに、持ち帰って市内部で、検討するということが良いのか。

(遠入障がい福祉係長) そのようにいたします。

(佐藤節子委員) 男性か女性かわからないと、アンケートをどのように送付するのか

(遠入障がい福祉係長) 住所を構えるときに、当然ですが住民票を作らなければなりません。住民票には、性別欄というものがあります。これは戸籍から引っ張ってくるのですが、アンケート調査は住民票を基に行いますので、送付する時の性別はわかっています。

(飛田委員) ほか、よろしいですか

(田中委員) 先ほどの鈴木委員の質問、ルビのことなのですが、私は、知的、身障でもルビを付けてもらった方が良いと思います。それは、重複障害の方もいて、身体障がい者の手帳は持っていないが知的を持っていない、精神も同じですがそういった方が居ると思います。あと、障がい者自身が答えられない場合もあり、誰が答えるかわからない以上、ルビが振ってあるほうが親切かと思います。あと、身障の方でも、脳性麻痺の方もいるので、ルビは振っておいた方が良いと思います。

(会田障がい福祉課長) そうですね。そういう考えで今までルビを振ってきたので、やはり、振った方が良いと思います。では、音声コードは持ち帰り検討します。

(鈴木八千代委員) 「障がい」の「害」が平仮名の場合と漢字の場合があるのですが、どういうことで使い分けているのか教えてください。

(会田障がい福祉課長) もともと「障がい」の「がい」は漢字を使っていたのですが、「害」という漢字はイメージが悪いということで、県も含めて、なるべく平仮名にしていこうという意向がありました。前回から「がい」を平仮名にしています。法律や固定名詞につきましては、そのまま「害」を漢字で使っていますが、話す文言については、平仮名で表記しております。

(鈴木八千代委員) ありがとうございます。

(飛田委員) ほか、よろしいですか。

なければ、ここで障がいの審議は一度、終わらせていただきます。

(中島部長、会田障がい福祉課長、遠入障がい福祉係長) ありがとうございます。

(飛田委員) 次に、議題(3)「座間市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」について担当課の説明を求めます。

(事務局) 説明に先立ちまして、説明員を紹介させていただきます。初めに、福祉部長の中島でございます。次に、福祉長寿課長の上野でございます。次に、介護保険課長の藤井でございます。次に、福祉長寿課長寿係の片岡でございます。次に、介護保険課保健係長の曾田でございます。以上が、議題(3)の説明員でございます。なお、健康部長については、他の公務のため欠席させていただきます。

(藤井介護保険課長) 高齢者の分野におきましては高齢者の福祉ということで市町村が取り組み、また県の支援を受けながら進めてまいりました。平成12年度から介護保険制度が始まり、3年ごとに介護保険事業計画も併せて加わり3年ごとの改定等を踏まえまして現在の段階になっています。平成12年の座間市の高齢化率が約2パーセントであったものが現在では4人に1人が高齢者というように時代も変わってきております。現在の状況では令和元年6月1日現在で高齢者の人口も多くなられて会長から人生100歳時代と言われておりますが6月1日現在で100歳以上の方が46名、90歳以上の方が1,274名です。65歳～74歳までと75歳以上の方と

分けた場合、前者が約51パーセント、後者が49パーセントということで約半々といった座間市の状況になります。3年ごとに国でも介護保険制度については改定を重ねられ、介護保険につきましては例えば40歳～64歳までの方も介護保険の対象となり、御病気によるのですがその中でも末期がんが改定の中で加えられたり等、時代背景・身体の状態の背景によって変化が起きているというのが現在までの状況になります。

本日は議題ということで、その取り組む中で福祉部、健康部と部署は分かれています。共に取り組んでいるという状況ですのでそれぞれの課から報告をさせていただきたいと思っております。それではお願いします。

(片岡長寿係長) 始めに第7期介護保険事業計画の進捗状況について御説明させていただきます。平成29年の介護保険法の改正によりまして今期の介護保険事業計画から進捗管理が定められたことに伴いまして保険者自ら年度ごとに取組内容を振り返るとともに県とのヒアリングを実施しております。この進捗管理の内容ですが、第7期の目標として掲げた一つ目に地域包括ケアシステムの深化推進として自立支援・介護予防・重度化防止。二つ目に介護保険制度の持続可能性の確保として、介護保険給付費等の給付適正化に関する取組がその対象ということで二つの取組を目標として掲げてまいりました。

一つ目の自立支援・介護予防・重度化防止への市の取組としては認知症初期集中支援チームによる支援、多様な介護予防、生活支援サービス事業として訪問型サービスAを平成30年7月からの開始、地域包括支援センターの相談窓口の充実等に取り組んでいます。

二つ目の介護給付費等の給付適正化に関する取組の方では要介護認定において調査票を全件市職員が確認及び照会を行っており併せて調査員の向上を目指した研修会も実施し出来るだけの平準化にも取り組んでいます。また、住宅改修や福祉用具の購入・貸与については現地の確認というも行っております。更に県の国保連合会に委託をしまして医療情報との突合という形で重複請求とならないような取組もしております。

続きまして、老人福祉法第20条の8に基づく高齢者保健福祉計

画、供給体制確保に関する計画の進捗情報です。本市の人口推移は平成29年～30年を頂点とし減少傾向となる予測でしたが、海老名市の宅地開発による影響があるのか正確に把握しているわけではありませんが、近隣である本市の人口も増加傾向にあります。令和元年9月現在で老人居宅生活支援事業所が43件、老人デイサービスセンターが9件、特別養護老人ホームが6件などあります。有料老人ホームでは特定施設が6件、住宅型と呼ばれるものが12件、サービス付高齢者住宅が3件あります。供給量としては今後も高齢者人口増が続くようであれば不足が生じる可能性があります。また現在、虐待や認知症の徘徊により保護した高齢者の緊急入所施設に不足が発生している状況にあり今後の課題と考えております。

(曾田保険係長) 続きまして、次期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定について着座にて説明をさせていただきます。今年度中に実施するアンケート調査について説明させていただきます。本日は資料としてお示しできるものがまだありませんので、口頭の説明となりますので御承知おきください。アンケートは前回同様6種類を予定しております。

1点目のアンケートは日常生活現役ニーズ調査、こちらは対象の方が介護保険の要介護認定を受けている方を除いた65歳以上の一般の高齢者。

2点目のアンケートは一般市民実態調査。対象者は市内在住の40歳～64歳の方。

3点目のアンケートは在宅サービス利用者実態調査。こちらの対象者の方は市内で介護保険サービスを今年度の4月から10月の間に利用している要支援・要介護認定者で変更申請・区分変更に伴う認定調査を受けている方。

4点目のアンケートが施設サービス利用者実態調査。こちらの対象の方は介護保険の要介護認定者で今年度7月～10月の間に老人福祉施設、老人保健施設、療養型医療施設を利用されている方。

5点目のアンケートは介護サービス提供事業所実態調査。こちらは介護保険サービスを提供している事業所、座間市民にサービスを提供している市外の事業所も当てはまります。

6点目のアンケートはケアマネージャー実態調査。対象者は居宅介護支援事業者のケアマネージャーさんです。これらの調査ですが

基本的には前回の調査項目を基本としてこの3年間で発生した課題ですとか本市独自の項目の追加を検討するとともに今後、国でアンケート内容を審議中でございますので今後、国から示されるアンケートへ追加すべき項目などがわかり次第アンケート内容を定めて行きたいと考えております。

この後のスケジュールですが、次回12月を目途にこちらの委員会でアンケートの素案を示したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(飛田委員) 質問はありますか。

(委員一同) 異議なし。

(飛田委員) ありがとうございました。それでは、12月の素案をよろしくお願いいたします。

(飛田委員) 次に、議題(4)「入谷地区住居表示に伴う日常生活圏域の変更について」担当課の説明を求めます。

(事務局) 説明に先立ちまして、説明員を紹介させていただきます。初めに、介護保険課長の藤井でございます。次に、地域支援係長の小林でございます。

(小林地域支援係長) まず、資料は、本日、終わりましたら回収という形にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。さっそくですが議題の中身についてですが、今までの議題につきましては今後の計画等についてのお話であったところですが、私のお話につきましては、現在やっている高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画、平成30年から32年のものの変更についてのお話になります。高齢者保健福祉計画第7期介護保険事業計画の一部抜粋になりまして、18ページ、19ページの抜粋になりますがこちらにございますように18ページの先ほど御説明もありました「地域包括ケアシステムの深化・推進」という部分で日常生活圏域の御説明があります。そのまま読み上げますと「住民が日常生活を営んで

いる地域として地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、介護給付費等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に関して定める区域」という風にございます。この日常圏域に関しまして、住居表示の変更と併せてどうするかというお話を関係機関、この区域によって活動している地域包括支援センターを始め社会福祉協議会さんや民生委員さん、自治会も、関係機関を通じて状況等を確認いたしました。その結果、最終的に住居表示と併せた区域が妥当だという案になりまして現在お示いたしました最終案になりました。18ページにあります地図を差し替える形でお手元に2枚目の資料を縮小した形に変更という形になります。次に付けました地図は計画に付けるものではないのですが、地図が小さいもので具体的にこのような変更がありますという御説明の資料になります。住居表示の実施自体は令和2年の2月になりますが日常生活圏域につきましては混乱等を招かないように少し遅れて4月1日から変更とさせていただきたいので、計画の変更についても同じタイミングということを予定しております。私からの御報告は以上になります。

(中島部長) 具体的に何が変わったかわからない。

(小林地域支援係長) 申し訳ございません。変更点の詳細ということで説明が漏れていました。お示した一番最後の資料が一番分かり易いと思うのですが、今回住居表示の変更に伴いまして入谷3丁目の小田急線より西側の部分が第6圏域に移動します。小田急線をもとに住居表示が実施されることを鑑みまして入谷5丁目部分が絵で示しているピンクの部分に変わります。大きなところでは小田急線で完全に分かれているという結果になります。

(飛田委員) 議題(4)について担当課より説明をしていただきましたが、この件についての質疑に移ります。

御意見、御質問などのある方は挙手をお願いします。

(委員一同) 異議なし。

(飛田委員) 委員の皆さんの御協力により、滞りなく議事が終了しまし

た。進行を事務局にお返しします。

(事務局) 御審議ありがとうございました。以上を持ちまして、本日の座間市地域保健福祉サービス推進委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

《行政側全員起立、一礼》